

証 号 3 第 5 乙

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案 新旧対照条文

目次

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第六条関係）	1
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）	7
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第八条関係）	9
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第九条関係）	11
○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第十条関係）	76
○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第 号）（抄）（附則第十一条関係）	77
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十二条関係）	88
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十三条関係）	89
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）（附則第十四条関係）	90
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）（附則第十五条関係）	92

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第九条関係）

別表第一（第九条関係）

百 一の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	（略）	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--	-----	---

（新設）	（略）	
------	-----	--

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者 一〇百二十（略）	事務	情報提供者 （略）	特定個人情報 （略）
百二十一 公的給付の支給等	公的給付の支給等の迅速かつ確	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で

情報照会者 一〇百二十（略）	事務	情報提供者 （略）	特定個人情報 （略）
（新設）			

<p>の迅速かつ確 実な実施のた めの預貯金口 座の登録等に 関する法律第 十条に規定す る特定公的給 付の支給を実 施する行政機 関の長等</p>	<p>実な実施のため の預貯金口座の 登録等に関する 法律による特定 公的給付の支給 を実施するため の基礎とする情 報の管理に關す る事務であつて 主務省令で定め るもの</p>
	<p>定めるもの</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>別表第一（第九条関係） 一〇九十九（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>別表第一（第九条関係） 一〇九十九（略） （新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>百 内閣総理大臣 百一 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>百 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第 号）第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等</p>

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	一 (略)	二 全国健康保険協会	事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	情報提供者	(略)	特定個人情報	(略)
							地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつ				

情報照会者	一 (略)	二 全国健康保険協会	事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	情報提供者	(略)	特定個人情報	(略)
							地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつ				

他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令
----------------------------------	--	---	-----------------------------------	------------------------------------

他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
----------------------------------	--	---	-----------------------------------

七の二 厚生労働大臣		労働者災害補償 保険法による社 会復帰促進等事 業の実施に関す る事務であつて 主務省令で定め るもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	十一 市町村長	児童福祉法によ る障害児通所給 付費、特例障害 児通所給付費、 高額障害児通所 給付費、障害児 相談支援給付費 若しくは特例障 害児相談支援給 付費の支給又は	市町村長	児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報、介護 保険給付等関係情 報又は障害者自立 支援給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	定めるもの	者	めるもの
------------	--	---	--------	--	---------	--	------	--	-------	---	------

(新設)					十一 市町村長	児童福祉法によ る障害児通所給 付費、特例障害 児通所給付費、 高額障害児通所 給付費、障害児 相談支援給付費 若しくは特例障 害児相談支援給 付費の支給又は	市町村長	児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報、介護 保険給付等関係情 報又は障害者自立 支援給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	定めるもの	者	めるもの
------	--	--	--	--	---------	--	------	--	-------	---	------

十五く十六の三		十四 都道府県 知事	十二・十三 (略)	障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
(略)	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	(略)	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
(略)	内閣総理大臣		(略)	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの		
(略)			(略)			
十五く十六の三		十四 都道府県 知事	十二・十三 (略)	障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
(略)	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	(略)	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
(略)			(略)			
(略)			(略)			

		(略)	
十七	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
十八	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 生活保護関係情報 又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
	内閣総理大臣		公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
	市町村長		地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

		(略)	
十七	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
十八	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 生活保護関係情報 又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
	市町村長		地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

十九 市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に對する手当について支給される手当を支給することとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に對する手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十六 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関するもの
二十〇二十五 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十九 市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に對する手当について支給される手当を支給することとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に對する手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	いる者	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十六 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関するもの
二十〇二十五 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、「失業等給付関係情報」、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金

する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、「失業等給付関係情報」、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金

<p>の支給に関する情報（以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p> <p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費</p>
---	---

<p>の支給に関する情報（以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p> <p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費</p>
---	---

市町村長	都道府県知事等	
地方税関係情報、 母子保健法による 養育医療の給付若	生活保護関係情報 、児童扶養手当関 係情報又は母子及 び父子並びに寡婦 福祉法による給付 金、特別児童扶養 手当等の支給に関 する法律による障 害児福祉手当若し くは特別障害者手 当若しくは昭和六 十年法律第三十四 号附則第九十七条 第一項の福祉手当 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの	の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの

市町村長	都道府県知事等	
地方税関係情報、 母子保健法による 養育医療の給付若	生活保護関係情報 、児童扶養手当関 係情報又は母子及 び父子並びに寡婦 福祉法による給付 金、特別児童扶養 手当等の支給に関 する法律による障 害児福祉手当若し くは特別障害者手 当若しくは昭和六 十年法律第三十四 号附則第九十七条 第一項の福祉手当 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの	の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの

厚生労働大臣若	社会福祉協議会	
年金給付関係情報	の 務省令で定めるも 事業の実施に關す る情報であつて主 務省令で定めるも の	しくは養育医療に 要する費用の支給 に關する情報、児 童手当法による児 童手当若しくは特 例給付の支給に關 する情報（以下 「児童手当関係情 報」という。） 介護保険給付等関 係情報又は障害者 自立支援給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの 社会福祉法による 生計困難者に対し て無利子又は低利 で資金を融通する 事業の実施に關す る情報であつて主 務省令で定めるも の

厚生労働大臣若	社会福祉協議会	
年金給付関係情報	の 務省令で定めるも 事業の実施に關す る情報であつて主 務省令で定めるも の	しくは養育医療に 要する費用の支給 に關する情報、児 童手当法による児 童手当若しくは特 例給付の支給に關 する情報（以下 「児童手当関係情 報」という。） 介護保険給付等関 係情報又は障害者 自立支援給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの 社会福祉法による 生計困難者に対し て無利子又は低利 で資金を融通する 事業の実施に關す る情報であつて主 務省令で定めるも の

しくは日本年金、厚生年金保険制 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	度及び農林漁業団 体職員共済組合制 度の統合を図るた めの農林漁業団体 職員共済組合法等 を廃止する等の法 律による年金であ る給付の支給に関 する情報、特別障 害給付金関係情報 又は年金生活者支 援給付金関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	文部科学大臣又は 都道府県教育 委員会	特別支援学校への 就学奨励に関する 法律による特別支 援学校への就学の ため必要な経費の 支弁に関する情報 であつて主務省令 で定めるもの
---	--	---------------------------	--

しくは日本年金、厚生年金保険制 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	度及び農林漁業団 体職員共済組合制 度の統合を図るた めの農林漁業団体 職員共済組合法等 を廃止する等の法 律による年金であ る給付の支給に関 する情報、特別障 害給付金関係情報 又は年金生活者支 援給付金関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	文部科学大臣又は 都道府県教育 委員会	特別支援学校への 就学奨励に関する 法律による特別支 援学校への就学の ため必要な経費の 支弁に関する情報 であつて主務省令 で定めるもの
---	--	---------------------------	--

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働大臣又は都道府県知事は特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金
学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働大臣又は都道府県知事は特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金
学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務

	員災害補償関係情 報」という。)で あつて主務省令で 定めるもの	厚生労働大臣又 は都道府県知事 等	中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進 並びに永住帰国し た中国残留邦人等 及び特定配偶者の 自立の支援に関す る法律による永住 帰国旅費、自立支 度金、一時金若し くは一時帰国旅費 の支給に関する情 報又は中国残留邦 人等支援給付等関 係情報であつて主 務省令で定めるも の	都道府県知事又 は広島市長若し くは長崎市長	原子爆弾被爆者に 対する援護に関す る法律による手当
--	---	-------------------------	---	------------------------------	----------------------------------

	員災害補償関係情 報」という。)で あつて主務省令で 定めるもの	厚生労働大臣又 は都道府県知事 等	中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進 並びに永住帰国し た中国残留邦人等 及び特定配偶者の 自立の支援に関す る法律による永住 帰国旅費、自立支 度金、一時金若し くは一時帰国旅費 の支給に関する情 報又は中国残留邦 人等支援給付等関 係情報であつて主 務省令で定めるも の	都道府県知事又 は広島市長若し くは長崎市長	原子爆弾被爆者に 対する援護に関す る法律による手当
--	---	-------------------------	---	------------------------------	----------------------------------

		二十七 市町村			
		長		地方税法その他の の地方税に関する 法律及びこれ らの法律に基づ く条例による地 方税の賦課徴収 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	
		内閣総理大臣		等の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの	
		医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合		医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの	
		都道府県知事		障害者関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	
		都道府県知事等		生活保護関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
		市町村長		地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
		厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組		年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
				機構又は共済組 で定めるもの	
		二十七 市町村			
		長		地方税法その他の の地方税に関する 法律及びこれ らの法律に基づ く条例による地 方税の賦課徴収 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	
		内閣総理大臣		等の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの	
		医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合		医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの	
		都道府県知事		障害者関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	
		都道府県知事等		生活保護関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
		市町村長		地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
		厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組		年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
				機構又は共済組 で定めるもの	

協議会

<p>る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の</p>		<p>後期高齢者医療 広域連合 厚生労働大臣</p>	<p>情報であつて主務 省令で定めるもの 労働者災害補償関 係情報、戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報、失業等 給付関係情報、石 綿健康被害救済給 付等関係情報又は 職業訓練受講給付 金関係情報であつ て主務省令で定め るもの</p>	<p>都道府県知事等 生活保護関係情報 、児童扶養手当関 係情報又は母子及 び父子並びに寡婦 福祉法による給付 金の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 地方税関係情報、 住民票関係情報、</p>
--	--	------------------------------------	--	--	---------------------------------------

協議会

<p>る生計困難者に 対して無利子又 は低利で資金を 融通する事業の 実施に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の</p>		<p>後期高齢者医療 広域連合 厚生労働大臣</p>	<p>情報であつて主務 省令で定めるもの 労働者災害補償関 係情報、戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報、失業等 給付関係情報、石 綿健康被害救済給 付等関係情報又は 職業訓練受講給付 金関係情報であつ て主務省令で定め るもの</p>	<p>都道府県知事等 生活保護関係情報 、児童扶養手当関 係情報又は母子及 び父子並びに寡婦 福祉法による給付 金の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 地方税関係情報、 住民票関係情報、</p>
--	--	------------------------------------	--	--	---------------------------------------

	社会福祉協議会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	都道府県知事
児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	社会福祉法による生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの

	社会福祉協議会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	都道府県知事
児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	社会福祉法による生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの

	<p>三十一 (略)</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事は特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>三十二 厚生労働大臣</p>	<p>(略)</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	<p>内閣総理大臣</p>
	<p>三十一 (略)</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事は特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>内閣総理大臣</p>		<p>(略)</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	<p>内閣総理大臣</p>
	<p>(略)</p>	<p>年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口</p>		<p>(略)</p>	<p>年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口</p>

<p>三十三 (略)</p> <p>三十四 日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>(略)</p>	<p>座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>
<p>三十五 厚生労働大臣又は共済組合等</p>	<p>私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>(略)</p>
<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十三 (略)</p> <p>三十四 日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>(略)</p>	<p>座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>
<p>三十五 厚生労働大臣又は共済組合等</p>	<p>私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>(略)</p>
<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十三 (略)</p> <p>三十四 日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>(略)</p>	<p>座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>
<p>三十五 厚生労働大臣又は共済組合等</p>	<p>私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>(略)</p>
<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

		関する事務であ つて主務省令で 定めるもの	
厚生労働大臣	労働者災害補償関 係情報又は戦傷病 者戦没者遺族等援 護法による年金で ある給付若しくは 雇用保険法による 基本手当若しくは 高年齢雇用継続基 本給付金の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害補 償関係情報であつ

		関する事務であ つて主務省令で 定めるもの	
厚生労働大臣	労働者災害補償関 係情報又は戦傷病 者戦没者遺族等援 護法による年金で ある給付若しくは 雇用保険法による 基本手当若しくは 高年齢雇用継続基 本給付金の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	地方公務員災害 補償基金	地方公務員災害補 償関係情報であつ

三十九 国家公務員共済組合	三十八 (略)	三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	三十六 (略)				
国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であ	(略)	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの
市町村長	(略)	市町村長	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	(略)	市町村長	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの
医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの
地方税関係情報、	(略)	市町村長	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの

三十九 国家公務員共済組合	三十八 (略)	三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	三十六 (略)				
国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であ	(略)	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの
市町村長	(略)	市町村長	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	(略)	市町村長	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの
医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの
地方税関係情報、	(略)	市町村長	(略)	内閣総理大臣	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	て主務省令で定めるもの

つて主務省令で定めるもの

	住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口

つて主務省令で定めるもの

	住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

四十 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十二 市町村健康又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 内閣総理大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)
四十一 (略)	(略)	(略)	(略)

四十 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十二 市町村健康又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)
四十一 (略)	(略)	(略)	(略)

<p>四十三～四十七 (略)</p>	<p>四十八 厚生労働大臣</p>	<p>市町村长</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>省令で定めるもの 地方税関係情報、 住民票関係情報又 は介護保険給付等 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>
<p>(略)</p>	<p>国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定める</p>	<p>市町村长</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>省令で定めるもの 地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>市町村长</p>	<p>市町村长</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>省令で定めるもの 地方税関係情報、 住民票関係情報又 は介護保険給付等 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>
<p>(略)</p>	<p>国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定める</p>	<p>市町村长</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>省令で定めるもの 地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>

五十二 国民年金基金連合会	五十一 国民年金基金	四十九・五十 (略)	もの
国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)
厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	内閣総理大臣	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの

五十二 国民年金基金連合会	五十一 国民年金基金	四十九・五十 (略)	もの
国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)
厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	内閣総理大臣	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの

			五十三～五十六 の二 (略)	五十七 都道府 県知事等	児童扶養手当法 による児童扶養 手当の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	(略)	都道府県知事	児童福祉法による 障害児入所支援、 措置(同法第二十 七条第一項第三号 若しくは第二項又 は第二十七条の二 第一項の措置をい う。)若しくは日 常生活上の援助及 び生活指導並びに 就業の支援の実施 に関する情報又は 障害者関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報、 住民票関係情報又 は障害者の日常生 活及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による
			五十三～五十六 の二 (略)	五十七 都道府 県知事等	児童扶養手当法 による児童扶養 手当の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	(略)	都道府県知事	児童福祉法による 障害児入所支援、 措置(同法第二十 七条第一項第三号 若しくは第二項又 は第二十七条の二 第一項の措置をい う。)若しくは日 常生活上の援助及 び生活指導並びに 就業の支援の実施 に関する情報又は 障害者関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報、 住民票関係情報又 は障害者の日常生 活及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による

<p>五十七の二 国 税庁長官</p>	
<p>国税通則法その 他の国税に関する 法律による国 税の還付に關す</p>	
<p>内閣総理大臣</p>	<p>療養介護若しくは 施設入所支援に關 する情報であつて 主務省令で定める もの</p>
<p>公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当法 第三条第二項に規定 する公的年金給付 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの</p>
<p>内閣総理大臣</p>	<p>厚生労働大臣又 は都道府県知事 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>
<p>特別児童扶養手当 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>	<p>児童扶養手当法 第三条第二項に規定 する公的年金給付 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣又 は都道府県知事</p>	<p>児童扶養手当法 第三条第二項に規定 する公的年金給付 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの</p>
<p>(新設)</p>	<p>児童扶養手当法 第三条第二項に規定 する公的年金給付 の支給に関する情 報であつて主務省 令で定めるもの</p>

<p>事務であつて 主務省令で定め るもの</p>	<p>五十八 地方公 務員共済組合 地方公務員等共 済組合法による 短期給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの</p>		
<p>医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等</p>	<p>地方公務員等共 済組合法第六十 二条第一項に規 定する他の法令</p>
<p>医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報又 は介護保険給付等 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>	<p>年金給付関係情報 、特別障害給付金 関係情報又は年金 生活者支援給付金 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>	<p>地方公務員等共済 組合法第六十二条 第一項に規定する 他の法令による給 付</p>
<p>五十八 地方公 務員共済組合</p>	<p>地方公務員等共 済組合法による 短期給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの</p>		
<p>医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等</p>	<p>地方公務員等共 済組合法第六十 二条第一項に規 定する他の法令</p>
<p>医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報又 は介護保険給付等 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>	<p>年金給付関係情報 、特別障害給付金 関係情報又は年金 生活者支援給付金 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>	<p>地方公務員等共済 組合法第六十二条 第一項に規定する 他の法令による給 付</p>

<p>五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会</p>	<p>地方公務員等共済組合又は地方公務員等共済法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>地方公務員災害補償基金</p>	<p>失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口</p>
<p>五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会</p>	<p>地方公務員等共済組合又は地方公務員等共済法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>地方公務員災害補償基金</p>	<p>失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	<p>公的給付支給等口</p>

六十三 都道府 県知事	六十三 都道府 県知事	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による償還未済 額の免除又は資 金の貸付けに関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長 内閣総理大臣	地方税関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	六十〜六十二 (略)	(略)	令で定めるもの
						(略)	(略)	
六十五 都道府 県知事等	六十五 都道府 県知事等	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による給付金の 支給に関する事 務であつて主務 省令で定めるもの	市町村長 都道府県知事等 厚生労働大臣	地方税関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	児童扶養手当関係 情報であつて主務 省令で定めるもの	六十〜六十二 (略)	(略)	令で定めるもの
						(略)	(略)	
六十三 都道府 県知事	六十三 都道府 県知事	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による償還未済 額の免除又は資 金の貸付けに関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長 内閣総理大臣	地方税関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	六十〜六十二 (略)	(略)	令で定めるもの
						(略)	(略)	
六十五 都道府 県知事等	六十五 都道府 県知事等	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による給付金の 支給に関する事 務であつて主務 省令で定めるもの	市町村長 都道府県知事等 厚生労働大臣	地方税関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	児童扶養手当関係 情報であつて主務 省令で定めるもの	六十〜六十二 (略)	(略)	令で定めるもの
						(略)	(略)	

		六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事			
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
内閣総理大臣		厚生労働大臣	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	地方公務員災害補償基金
又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの		労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
		六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事			
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
内閣総理大臣		厚生労働大臣	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	地方公務員災害補償基金
又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの		労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの

道府県知事	六十七 都道府 県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	るもの
七十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
労働者の雇用の	労働施策の総合的な推進並びに	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者の雇用の	労働施策の総合的な推進並びに	市町村長

道府県知事	六十七 都道府 県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	るもの
七十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
労働者の雇用の	労働施策の総合的な推進並びに	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者の雇用の	労働施策の総合的な推進並びに	市町村長

七十二の二 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で	七十二 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの	安定及び職業生活の充実に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの
(新設)		七十二 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの	安定及び職業生活の充実に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		

七十三 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十四 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十五 (略)	(略)	(略)	(略)
七十六 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	の	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報

七十三 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十四 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十五 (略)	(略)	(略)	(略)
七十六 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	の		

	七十七・七十八 (略)	七十八の二 厚生労働大臣	七十九・八十 (略)	八十一 後期高 齢者医療広域 連合		
	(略)	雇用保険法によ る育児休業給付 の支給に関する 事務であつて主 務省令で定める もの	(略)	高齢者の医療の 確保に関する法 律による後期高 齢者医療給付の 支給に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の		
	(略)	内閣総理大臣	(略)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	高齢者の医療の 確保に関する法 律第五十七条第 一項に規定する 他の法令による 給付の支給を行 うこととされて	
であつて主務省令 で定めるもの	(略)	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	(略)	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	高齢者の医療の確 保に関する法律第 五十七条第一項に 規定する他の法令 による給付の支給 に関する情報であ つて主務省令で定	
	七十七・七十八 (略)	(新設)	七十九・八十 (略)	八十一 後期高 齢者医療広域 連合		
	(略)		(略)	高齢者の医療の 確保に関する法 律による後期高 齢者医療給付の 支給に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の		
	(略)		(略)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	高齢者の医療の 確保に関する法 律第五十七条第 一項に規定する 他の法令による 給付の支給を行 うこととされて	
(略)	(略)		(略)	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	高齢者の医療の確 保に関する法律第 五十七条第一項に 規定する他の法令 による給付の支給 に関する情報であ つて主務省令で定	

八十二 市町村 長	八十三 (略)	八十四 厚生労働大臣	昭和六十年法律 第三十四号附則 第八十七条第二	市町村長	(略)	内閣総理大臣	いる者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	めるもの

八十二 市町村 長	八十三 (略)	八十四 厚生労働大臣	昭和六十年法律 第三十四号附則 第八十七条第二	市町村長	(略)	内閣総理大臣	いる者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの	めるもの

<p>項の規定により 厚生年金保険の 実施者たる政府 が支給するもの とされた年金で ある保険給付の 支給に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の</p>	<p>共済組合等</p>	<p>年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>八十五・八十五 の二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>八十六 厚生労働大臣 中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律による一時 金の支給又は保 険料の納付に関 する事務であつ</p>	<p>厚生労働大臣又 は日本年金機構</p>	<p>国民年金法による 年金である給付の 支給に関する情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>
<p>項の規定により 厚生年金保険の 実施者たる政府 が支給するもの とされた年金で ある保険給付の 支給に関する事 務であつて主務 省令で定めるも の</p>	<p>共済組合等</p>	<p>年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>八十五・八十五 の二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>八十六 厚生労働大臣 中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律による一時 金の支給又は保 険料の納付に関 する事務であつ</p>	<p>厚生労働大臣又 は日本年金機構</p>	<p>国民年金法による 年金である給付の 支給に関する情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>

		八十七 都道府 県知事等	中国残留邦人等 支援給付等の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	厚生労働大臣 広域連合	医療保険者又は 後期高齢者医療 情報であつて主務 省令で定めるもの	て主務省令で定 めるもの
都道府県知事						
救助若しくは扶助	災害救助法による 救助若しくは扶助 もの		戦没者遺族等援護 関係情報、失業等 給付関係情報、原 子爆弾被爆者に対 する援護に関する 法律による一般疾 病医療費の支給に 関する情報、石綿 健康被害救済給付 等関係情報又は職 業訓練受講給付金 関係情報であつて 主務省令で定める もの		医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの	
		八十七 都道府 県知事等	中国残留邦人等 支援給付等の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	厚生労働大臣 広域連合	医療保険者又は 後期高齢者医療 情報であつて主務 省令で定めるもの	て主務省令で定 めるもの
都道府県知事						
救助若しくは扶助	災害救助法による 救助若しくは扶助 もの		戦没者遺族等援護 関係情報、失業等 給付関係情報、原 子爆弾被爆者に対 する援護に関する 法律による一般疾 病医療費の支給に 関する情報、石綿 健康被害救済給付 等関係情報又は職 業訓練受講給付金 関係情報であつて 主務省令で定める もの		医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの	

	都道府県知事等
<p>金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付</p>

	都道府県知事等
<p>金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付</p>

	市町村長
<p>金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務</p>

	市町村長
<p>金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務</p>

省令で定めるもの	社会福祉協議会 社会福祉法による 生計困難者に対し て無利子又は低利 で資金を融通する 事業の実施に関す る情報であつて主 務省令で定めるも の	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合 年金給付関係情報 、厚生年金保険制 度及び農林漁業団 体職員共済組合制 度の統合を図るた めの農林漁業団体 職員共済組合法等 を廃止する等の法 律による年金であ る給付の支給に関 する情報、特別障 害給付金関係情報 又は年金生活者支 援給付金関係情報
----------	--	--

省令で定めるもの	社会福祉協議会 社会福祉法による 生計困難者に対し て無利子又は低利 で資金を融通する 事業の実施に関す る情報であつて主 務省令で定めるも の	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合 年金給付関係情報 、厚生年金保険制 度及び農林漁業団 体職員共済組合制 度の統合を図るた めの農林漁業団体 職員共済組合法等 を廃止する等の法 律による年金であ る給付の支給に関 する情報、特別障 害給付金関係情報 又は年金生活者支 援給付金関係情報
----------	--	--

<p>であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会</p> <p>特別支援学校への 就学奨励に関する 法律による特別支 援学校への就学の ため必要な経費の 支弁に関する情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会</p> <p>学校保健安全法に よる医療に要する 費用についての援 助に関する情報で あつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又 は都道府県知事</p> <p>特別児童扶養手当 関係情報又は労働 施策の総合的な推 進並びに労働者の 雇用の安定及び職 業生活の充実に 関する法律による</p>
----------------------------	---	--	---

<p>であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会</p> <p>特別支援学校への 就学奨励に関する 法律による特別支 援学校への就学の ため必要な経費の 支弁に関する情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会</p> <p>学校保健安全法に よる医療に要する 費用についての援 助に関する情報で あつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又 は都道府県知事</p> <p>特別児童扶養手当 関係情報又は労働 施策の総合的な推 進並びに労働者の 雇用の安定及び職 業生活の充実に 関する法律による</p>
----------------------------	---	--	---

<p>職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方公務員災害補償基金</p> <p>地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事等</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
---------------------------------------	---	---

<p>職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方公務員災害補償基金</p> <p>地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事等</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
---------------------------------------	---	---

<p>八十八 (略)</p> <p>八十八の二 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	
<p>(略)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	
<p>(略)</p> <p>内閣総理大臣</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>
<p>(略)</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>の</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>内閣総理大臣</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>(新設)</p> <p>八十八 (略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>
<p>(略)</p>	<p>の</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

九十一 厚生労働大臣	八十九 都道府県	原子爆弾被爆者 に対する援護に 関する法律によ る保健手当又は は長崎市長	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
	九十 都道府県 知事又は広島 市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者 に対する援護に 関する法律によ る介護手当の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報 であつて主務省令 で定めるもの 介護保険給付等関 係情報であつて主 務省令で定めるも の
	平成八年法律第 八十二号附則第 十六条第三項の 規定により厚生	市町村長	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの 地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの

九十一 厚生労働大臣	八十九 都道府県	原子爆弾被爆者 に対する援護に 関する法律によ る保健手当又は は長崎市長	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
	九十 都道府県 知事又は広島 市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者 に対する援護に 関する法律によ る介護手当の支 給に関する事務 であつて主務省 令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報 であつて主務省令 で定めるもの 介護保険給付等関 係情報であつて主 務省令で定めるも の
	平成八年法律第 八十二号附則第 十六条第三項の 規定により厚生	市町村長		地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの

長	九十三 (略)	九十二 平成八 年法律第八十 二号附則第三 十二条第二項 に規定する存 続組合又は平 成八年法律第 八十二号附則 第四十八条第 一項に規定す る指定基金	年金保険の実施 者たる政府が支 給するものとき 給するものである れた年金である 給付の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	共済組合等	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
	九十四 市町村				
る 保 険 給 付 の 支	(略)	ある給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
	都道府県知事等				
又 は 中 国 残 留 邦 人	(略)	生活保護関係情報 又は中国残留邦人	生活保護関係情報 又は中国残留邦人	生活保護関係情報 又は中国残留邦人	生活保護関係情報 又は中国残留邦人
	(略)				

長	九十三 (略)	九十二 平成八 年法律第八十 二号附則第三 十二条第二項 に規定する存 続組合又は平 成八年法律第 八十二号附則 第四十八条第 一項に規定す る指定基金	年金保険の実施 者たる政府が支 給するものとき 給するものである れた年金である 給付の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	共済組合等	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
	九十四 市町村				
る 保 険 給 付 の 支	(略)	ある給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
	都道府県知事等				
又 は 中 国 残 留 邦 人	(略)	生活保護関係情報 又は中国残留邦人	生活保護関係情報 又は中国残留邦人	生活保護関係情報 又は中国残留邦人	生活保護関係情報 又は中国残留邦人
	(略)				

九十六 都道府 県知事	九十五 (略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ	(略)	給、地域支援事 業の実施又は保 険料の徴収に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長	等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの
	九十六 (略)					
内閣総理大臣	(略)	内閣総理大臣	(略)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	市町村長	等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの
内閣総理大臣	(略)	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	(略)	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	市町村長	等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの

九十六 都道府 県知事	九十五 (略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ	(略)	給、地域支援事 業の実施又は保 険料の徴収に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長	等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの
	九十六 (略)					
内閣総理大臣	(略)	内閣総理大臣	(略)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	市町村長	等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの
内閣総理大臣	(略)	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	(略)	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	市町村長	等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの

<p>一項に規定する事業主等又は企業年金連合会</p>	<p>一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十九 確定拠出年金法第三号に規定する事業主</p>	<p>確定拠出年金法による企業型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構 内閣総理大臣</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百 国民年金基金連合会</p>	<p>確定拠出年金法による個人型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構 独立行政法人農業者年金基金 内閣総理大臣</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>一項に規定する事業主等又は企業年金連合会</p>	<p>一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十九 確定拠出年金法第三号に規定する事業主</p>	<p>確定拠出年金法による企業型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百 国民年金基金連合会</p>	<p>確定拠出年金法による個人型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構 独立行政法人農業者年金基金</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

百一・百二の二	<p>百一 厚生労働大臣</p> <p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	(略)	<p>市町村長</p> <p>共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	(略)	<p>内閣総理大臣</p>	(略)	<p>で定めるもの</p> <p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
百一・百二の二	<p>百一 厚生労働大臣</p> <p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	(略)	<p>市町村長</p> <p>共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	(略)	<p>市町村長</p>	(略)	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

		(略)	
百三 独立行政 法人農業者年 金基金	独立行政法人農 業者年金基金法 による農業者年 金事業の給付の 支給若しくは保 険料その他徴収 金の徴収又は同 法附則第六条第 一項第一号の規 定により独立行 政法人農業者年 金基金が行うも のとされた平成 十三年法律第三 十九号による改 正前の農業者年 金基金法若しく は平成二年法律 第二十一号によ る改正前の農業 者年金基金法に よる給付の支給	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
		厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	年金給付関係情報 又は厚生年金保険 制度及び農林漁業 団体職員共済組合 制度の統合を図る ための農林漁業団 体職員共済組合法 等を廃止する等の 法律による年金で ある給付の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの

		(略)	
百三 独立行政 法人農業者年 金基金	独立行政法人農 業者年金基金法 による農業者年 金事業の給付の 支給若しくは保 険料その他徴収 金の徴収又は同 法附則第六条第 一項第一号の規 定により独立行 政法人農業者年 金基金が行うも のとされた平成 十三年法律第三 十九号による改 正前の農業者年 金基金法若しく は平成二年法律 第二十一号によ る改正前の農業 者年金基金法に よる給付の支給	市町村長	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
		厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	年金給付関係情報 又は厚生年金保険 制度及び農林漁業 団体職員共済組合 制度の統合を図る ための農林漁業団 体職員共済組合法 等を廃止する等の 法律による年金で ある給付の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの

<p>に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>百四 (略)</p>	<p>百五 独立行政 法人医薬品医 療機器総合機 構</p>	<p>市町村長</p>	<p>住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による 副作用救済給付 又は感染救済給付の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>百六 独立行政 法人日本学生 支援機構</p>	<p>医療保険者その他の法令による医療に關する給付の支給を行うこととされてい る者</p>	<p>医療保険各法その他の法令による医療に關する給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による措置(同法第二十七條第一項第三号の措置をいう。)</p>	<p>(略)</p>
<p>に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>百四 (略)</p>	<p>百五 独立行政 法人医薬品医 療機器総合機 構</p>	<p>市町村長</p>	<p>住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者その他の法令による医療に關する給付の支給を行うこととされてい る者</p>	<p>医療保険各法その他の法令による医療に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による措置(同法第二十七條第一項第三号の措置をいう。)</p>	<p>(略)</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による措置(同法第二十七條第一項第三号の措置をいう。)</p>	<p>(略)</p>

都道府県知事等	市町村長	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣又は都道府県知事は主務省令で定める	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
生活保護関係情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定める		

都道府県知事等	市町村長	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣又は都道府県知事は主務省令で定める	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
生活保護関係情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定める		

	<p>百七 厚生労働大臣</p>
	<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
	<p>百七 厚生労働大臣</p>
	<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

百八 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活 及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 による自立支援 給付の支給又は	市町村長	内閣総理大臣	地方公務員災害 補償基金	共済組合等	市町村長	て主務省令で定め るもの
百八 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活 及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 による自立支援 給付の支給又は	市町村長	地方公務員災害 補償基金	共済組合等	市町村長	て主務省令で定め るもの	
							児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報、介護 保険給付等関係情

	(略)	(略)	座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
百九・百十 (略)	(略)	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 係る時効の特例 等に関する法律 による保険給付 又は給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付の 支払の遅延に係 る加算金の支給 に関する法律に よる保険給付遅 延特別加算金又	市町村長 内閣総理大臣	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの 公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
	(略)	(略)	(略)
百九・百十 (略)	(略)	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付に 係る時効の特例 等に関する法律 による保険給付 又は給付の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の 保険給付及び国 民年金の給付の 支払の遅延に係 る加算金の支給 に関する法律に よる保険給付遅 延特別加算金又	市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの

	百十五・百十五 の二 (略)	長 百十六 市町村	
	(略)	子ども・子育て 支援法による子 どものための教 育・保育給付若 しくは子育ての ための施設等利 用給付の支給又 は地域子ども・ 子育て支援事業 の実施に関する 事務であって主 務省令で定める もの	
	(略)	市町村長	都道府県知事
座登録簿関係情報 であって主務省令 で定めるもの	(略)	児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報又は障 害者自立支援給付 関係情報であって 主務省令で定める もの	児童福祉法による 障害児入所支援若 しくは措置（同法 第二十七条第一項 第三号の措置をい う。）に関する情 報又は障害者関係 情報であって主務 省令で定めるもの
	百十五・百十五 の二 (略)	長 百十六 市町村	
	(略)	子ども・子育て 支援法による子 どものための教 育・保育給付若 しくは子育ての ための施設等利 用給付の支給又 は地域子ども・ 子育て支援事業 の実施に関する 事務であって主 務省令で定める もの	
	(略)	市町村長	都道府県知事
(略)	(略)	児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報又は障 害者自立支援給付 関係情報であって 主務省令で定める もの	児童福祉法による 障害児入所支援若 しくは措置（同法 第二十七条第一項 第三号の措置をい う。）に関する情 報又は障害者関係 情報であって主務 省令で定めるもの

百十七 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事は関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構は国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構は国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十七 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事は関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構は国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構は国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>る年金生活者支 援給付金の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>	<p>百十八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>百十九 平成二 十五年法律第 六十三号附則 による年金である 第三条第十三 号に規定する 給付又は一時金 の支給に関する 事務であつて主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣又 は日本年金機構 内閣総理大臣</p>	<p>年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの 公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>百二十 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>百二十一 公的 給付の支給等 の迅速かつ確 実な実施のた めの預貯金口 座の登録等に 法律による特定</p>	<p>市町村長 内閣総理大臣</p>	<p>地方税関係情報で あつて主務省令で 定めるもの 公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令</p>
<p>る年金生活者支 援給付金の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>	<p>百十八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>百十九 平成二 十五年法律第 六十三号附則 による年金である 第三条第十三 号に規定する 給付又は一時金 の支給に関する 事務であつて主 務省令で定める もの</p>	<p>厚生労働大臣又 は日本年金機構 内閣総理大臣</p>	<p>年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの 公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>百二十 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>百二十一 公的 給付の支給等 の迅速かつ確 実な実施のた めの預貯金口 座の登録等に 法律による特定</p>	<p>市町村長 内閣総理大臣</p>	<p>地方税関係情報で あつて主務省令で 定めるもの 公的給付支給等口 座登録簿関係情報 であつて主務省令</p>

<p>関する法律第十 条に規定する 特定公的給 付の支給を 実施する行政 機関の長等</p>	<p>公的給付の 支給を実施 するための 基礎とする 情報の管理 に関する事 務であつて 主務省令で 定めるもの</p>		<p>で定めるもの</p>
<p>関する法律第十 条に規定する 特定公的給 付の支給を 実施する行政 機関の長等</p>	<p>公的給付の 支給を実施 するための 基礎とする 情報の管理 に関する事 務であつて 主務省令で 定めるもの</p>		